

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月３０日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 8 年東大阪市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所得の額) 第 4 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める所得の額は、対象者（同条第 1 項に規定する対象者をいう。以下同じ。）の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは<u>4, 9 1 8, 0 0 0 円</u>とし、扶養親族等があるときは<u>4, 9 1 8, 0 0 0 円</u>に当該扶養親族等 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（7 0 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 4 8 0, 0 0 0 円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（1 9 歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等 1 人につき 6 3 0, 0 0 0 円とする。）を加算した額とする。	(所得の額) 第 4 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める所得の額は、対象者（同条第 1 項に規定する対象者をいう。以下同じ。）の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは、<u>4, 7 9 4, 0 0 0 円</u>とし、扶養親族等があるときは、<u>4, 7 9 4, 0 0 0 円</u>に当該扶養親族等 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（7 0 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 4 8 0, 0 0 0 円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（1 9 歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等 1 人につき 6 3 0, 0 0 0 円とする。）を加算した額とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 7 号）第 5 条の規定による申請に係る

所得の額の計算について適用し、同日前の当該申請に係る所得の額の計算については、
なお従前の例による。